

法務省資料

民事訴訟法等の見直しの概要

民事訴訟法の一部を改正する法律案（仮称）

の概要

人事訴訟法案（仮称）の概要

担保・執行法制の見直しの概要

民事訴訟法等の見直しの概要

法 務 省

第1 民事訴訟法関係

1 計画審理の推進・証拠収集手段の拡充

複雑な事件等について審理計画の策定を義務付けるなどして計画審理を推進するとともに、提訴前の証拠収集手段を拡充する。

2 専門委員制度の創設

専門的知見を要する事件の審理に当たり、裁判所が専門家の説明を聴くことができる専門委員制度を設ける。

3 特許権等関係訴訟事件の専属管轄化

特許権，実用新案権等に関する訴訟の第1審の管轄を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に，控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化する。

4 簡易裁判所の機能の充実

簡易裁判所における少額訴訟の上限額を30万円から60万円に引き上げる。

第2 人事訴訟手続法関係

1 人事訴訟の家庭裁判所への移管

離婚，認知等の人事訴訟の第1審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管する。

2 家庭裁判所調査官制度の活用

離婚訴訟における親権者の指定や養育費，財産分与等の申立てについて，家庭裁判所調査官の調査を活用することができるようにする。

3 参与員制度の拡充

人事訴訟の審理に当たり，参与員の意見を聴くことができるようにする。

第3 民事執行関係

1 債務者の履行促進のための方策

直接強制や代替執行が可能である場合にも，間接強制を選択できるようにする。

2 債務者の財産を把握するための方策

裁判所が債務者に財産開示を命ずる制度を創設する。

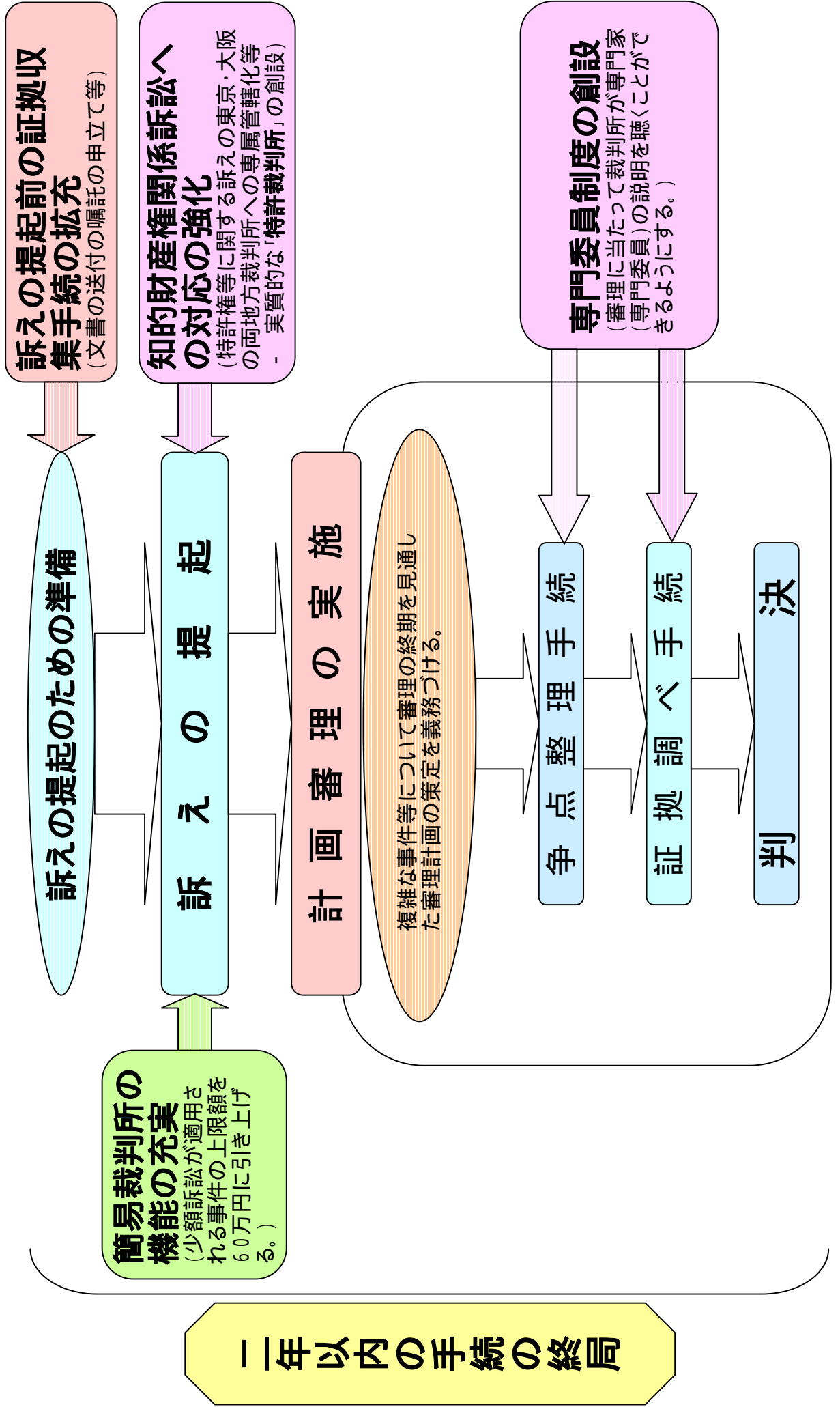
3 占有屋等による不動産執行妨害への対策

保全処分の発令要件を緩和するとともに，占有者の特定が困難である場合にも保全処分を発令できるようにする等の措置を講ずるほか，執行妨害への刑罰を強化する。

4 少額定期給付債務の履行確保

子の養育費等の権利実現を容易にするための措置を講ずる。

民事訴訟法の一部を改正する法律案(仮称)の概要



人事訴訟法案（仮称）の概要

家庭裁判所における家事調停（離婚等）が不成立等で終了

現在の人事訴訟
地方裁判所へ訴えを提起

地方裁判所に訴えを提起
しなればならなかった。

人事訴訟の審理において
家庭裁判所調査官・参与員
を活用することができなかった。

家庭裁判所
への移管

新 家庭裁判所へ訴えを提起し
人事訴訟

家庭裁判所調査官による事実の調査
（親権者の指定，養育費や財産分与等の申立てについての審理の充実）

参与員の関与
（一般国民の良識反映）

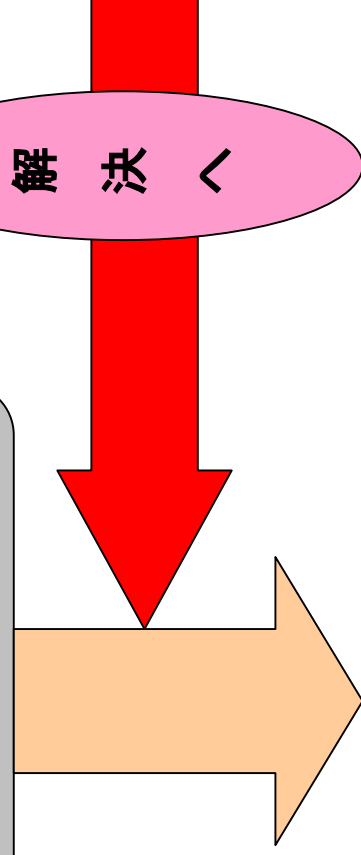
人事訴訟手続の全面的見直し
（調停事件が係属していた家庭裁判所で訴訟事件を処理することを可能とする
こと，訴訟上の和解による離婚を可能にするなどの手続の整備）

家庭裁判所の機能の充実

担保・執行法制の見直しの概要

担保・執行法制の課題

不動産市況の低迷
占有屋等による執行妨害
債務者による財産隠し



不良債権処理の促進
権利の確実な実現

改善策

担保物権の規定の合理化

雇人給料の先取特権の範囲の拡大
不動産の収益から優先弁済を受ける手続の創設
短期賃貸借制度の廃止

不動産執行妨害対策

民事執行法上の保全処分の強化
明渡執行の実効性の向上
執行妨害への刑罰強化

強制執行の実効性確保

間接強制の適用範囲の拡張
財産開示手続の創設
扶養料等の債権の強制執行の特例の創設